

鳴瀬川河川敷に不法投棄（廃タイヤ）を発見  
～警察と協力して原因者特定に努めます。～

3月3日（月）13時40分、遠田郡美里町二郷字千代窪地先の鳴瀬川左岸高水敷（吉田川二子屋橋対岸）で、廃タイヤの不法投棄を発見しました。  
警察に通報し、警告看板を設置して巡視を強化します。

詳細は次のとおりです。

発見日時 3月3日（月）13時40分（河川巡視員が発見し通報）

発見場所 遠田郡美里町二郷字千代窪地先 鳴瀬川左岸高水敷

投棄状況 廃タイヤ（6本 別紙参照）

現地立会 遠田警察署による現地確認  
3月3日（月）16時50分 終了

不法投棄は「河川法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も河川巡視等により発見した悪質な不法投棄に対して関係機関と協力し原因者の特定に努めます。

罰則については、以下のとおりです

- ・河川法では、3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金（法人等の場合は3億円以下の罰金）に処せられる場合があります。

発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ

国土交通省北上川下流河川事務所

石巻市蛇田字新下沼80

電話0225-95-0194（代表）

管理課長 佐藤 英徳（内線331）

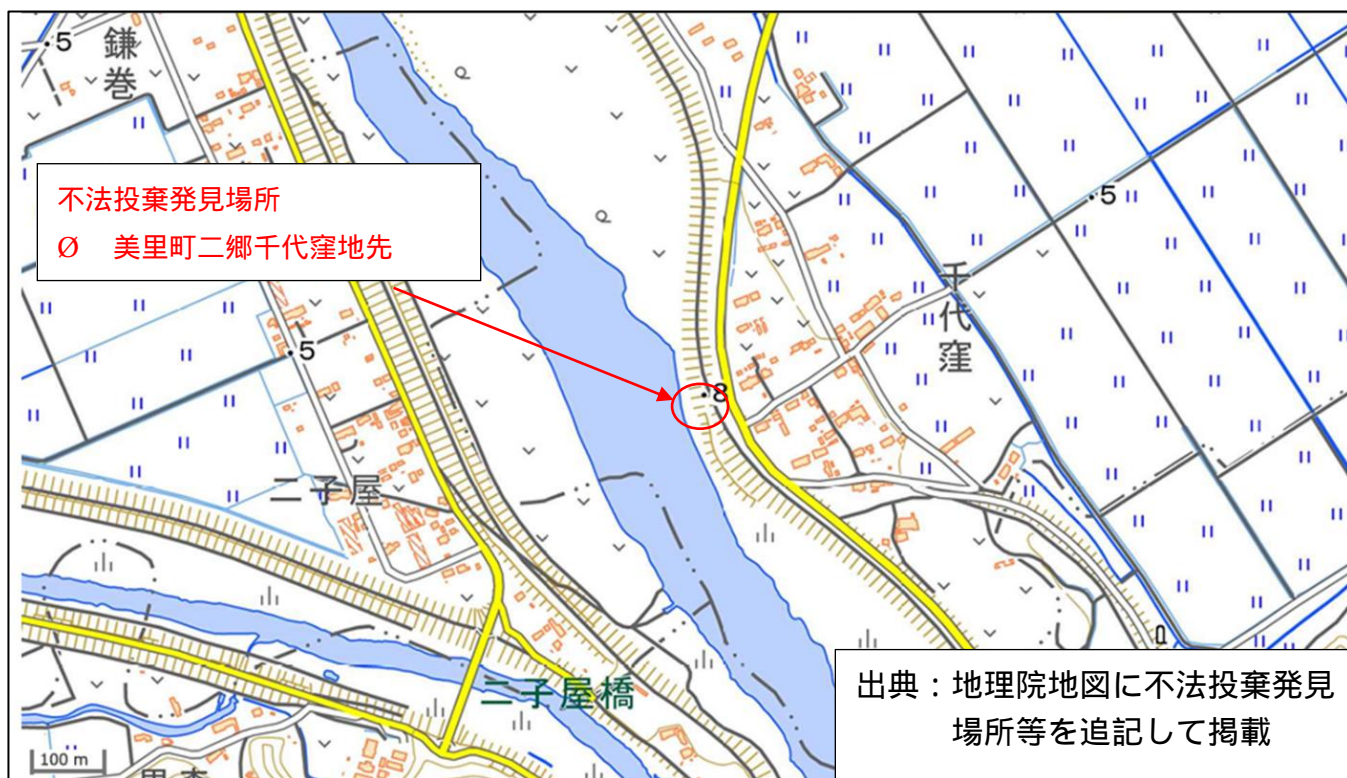
鹿島台出張所

大崎市鹿島台木間塚小谷地496-1

電話0229-56-2617（代表）

出張所長 長岐 岳彦

位置図・不法投棄状況写真



不法投棄状況